

4-4. 自動車の車幅に関する取扱い

- 適用範囲
 - 自動車(調整中)
- 改正概要
 - 検知技術の向上に伴い、カメラやソナーなどのセンサーを車両の外側に装着することで、他の道路ユーザーに係る接近情報等をドライバーに提供する先進安全運転支援装置が実用化・普及している。
 - 一方、特に大型トラックや大型バスは、車幅制限(2.5m)ぎりぎり設計・製造していること等により、先進安全運転支援のために必要なセンサーを車両側面に装着する際には、所要の手続きが必要となっている。
 - 今般、他の交通への影響などを考慮しつつ、車両安全対策を一層向上させるため、以下の保安基準改正を行う。
 - ・ 自動車の幅を測定する際の実施方法：
 - 一定の条件を満たすセンサー等を自動車の側面に装着する場合、自動車の幅に含めない。
 - ・ 車幅に含めないセンサー等の要件：
 - ・ 突出量は、左右両側の合計で 100mm 以下とする。
 - ・ 高さ 2.0m 以下に装着する場合は、外部表面の曲率半径を 2.5mm 以上とする。
- 改正時期(予定)

令和2年 12 月下旬
- 適用時期(予定)

令和2年 12 月下旬